

## 裁判員制度実施にあたっての声明

- 1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）が、本日施行された。

わが国では、職業裁判官による裁判の下で、「無罪推定の原則」が守られず、常識から著しく逸脱した事実認定によるえん罪が数多く生み出されてきた。国民が裁判に参加することは、職業裁判官による裁判が持つ限界を克服し、社会常識と刑事裁判の原則を実現する一歩となる可能性を持っている。しかし、現在の裁判員制度には、裁判に市民が参加する積極的な意義が生かされないばかりか、被告人の弁護権を侵害し、えん罪を生む原因にもなりかねない重大な問題点が含まれている。

自由法曹団は、昨年10月6日に「裁判員制度に関する緊急改善要求」を発表し、裁判員制度の実施にあたって緊急に改善すべき点として、①公判前整理手続終了後の立証制限（刑訴法316条の32）の廃止、②開示証拠の目的外使用制限（刑訴法281条の4、5）の廃止、③「裁判員であった者」に対する守秘義務（裁判員法70、108条）の削除、④取調過程の全面可視化、⑤検察官手持ち証拠の全面開示をあげ、その実現を求めてきた。

われわれが要求してきた改善がなされないまま裁判員制度が実施されたことは誠に遺憾であり、刑事裁判における被告人の防御権が後退する危険について、強い危惧を抱かざるを得ない。また、死刑を含めた量刑に裁判員を関与させることについても重大な疑問が提起されている。

われわれは、えん罪を生み出してきた構造的問題を改善するとともに、被告人の弁護権の侵害を許さず、国民による裁判批判を保障するために、3年後の見直しを待つのではなく、必要な改善は直ちに実現するという立場から、引き続き制度改善を求めていくものである。

- 2 現在の裁判員制度には大きな欠陥があるが、国民が裁判員として実際に裁判に参加することは、これまでの職業裁判官による裁判を改革する可能性を持っている。われわれは、一つひとつの裁判において、被告人の防御権の侵害や国民の裁判批判の制限を許さないために断固たたかうとともに、被疑者国選弁護制度の拡大や新設された証拠開示に関する規定などの新たな条件を最大限生かして、国民参加の積極的意義を発揮させるために全力でたたかう。そのためにも、裁判員に選ばれた皆さんが、「無罪推定の原則」「疑わしきは被告人の利益に」などの刑事裁判の原則を徹底する立場で、裁判員に期待される役割を果たされることを、心から期待するものである。

自由法曹団は、今後も、多くの国民の皆さんとともに、刑事裁判の真の改革のために奮闘する決意である。

2009年5月21日

自由法曹団  
団長 松井 繁明